

横手市都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の
建築物に関する建築基準法の規定による数値の指定

規定根拠	数値	指定	
		年月日	告示番号
容積率(建築基準法第52条第1項第6号の規定に基づく数値)	200%	平成24年4月1日	横手市告示第100号
建ぺい率(建築基準法第53条第1項第6号の規定に基づく数値)	70%		
道路斜線(建築基準法別表第三(に)欄5の項の規定に基づく数値)	1.5		
隣地斜線(建築基準法第56条第1項第2号二の規定に基づく数値)	2.5		